

神奈川県立高等学校PTA連合会「学び、行動するPTA」団体表彰要綱

1 趣旨

PTA活動に於いて顕著な功績が認められる団体に対して、その成果と功労に報いると共に、表彰を通してその活動の内容を広く告知することにより会員各位の活動意欲を高揚しPTA活動の向上に資することを目的とする。

2 取扱い

「神奈川県立高等学校PTA連合会」規約第2章第6条に基づくものとする。

3 候補者の資格

被表彰候補者は、本会の団体であり、PTA活動を通して地区協議会活動・学校教育環境・社会貢献活動等に対して意義ある活動や積極的な活動を行ったものとする。

4 表彰候補の推薦基準

表彰の候補とすることができるPTAの基準は次の(1)に掲げるすべての要件を備えているものとし、かつ(2)に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

各校のPTA会長及び校長からの推薦書(別紙様式)を高P連に提出することにより推薦する。

(1)組織・運営

- ①組織がよく整備されていること。
- ②会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ③保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- ④予算、経理が適切であること。
- ⑤広報等の活動が活発に行われていること。

(2)活動

- ①学校教育及び家庭教育に関する学習活動、並びに成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
- ②生徒に対する校外における諸活動の促進や生活の指導が適切に行われていること。
- ③地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
- ④広報等の活動が活発に行われていること。
- ⑤PTAの諸活動に於いて、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図り、社会貢献活動が活発に行われていること。

5 推薦

(1)神奈川県立高等学校PTA連合会会長(以下「高P連会長」という。)は、高P連に所属する学校に対して、表彰候補の推薦を求めることができる。

(2)前項の推薦は、神奈川県立高等学校PTA連合会「学び、行動するPTA」団体表彰推薦書(別紙様式)を添えて提出させるものとする。

6 被表彰PTAの選考

被表彰者の選考は理事会により行う。

7 表彰

表彰は、被表彰者に表彰状を授与して年1回行う。また、記念品を贈ることができる。

8 選考・決定の取り消し

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

9 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成30年6月10日から施行する。

附則 この要綱は令和2年11月7日から施行する。